

平成 25 年 8 月 2 日
福祉部高齢社会対策課

第 6 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

1 策定の趣旨

区は、老人福祉法第20条の8および介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者の健康と福祉の増進を図るとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、3年を1期として高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定している。

平成24年3月に策定した、第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間が平成26年度で終了することから、その必要な見直しを行い、広く区民からの意見・要望等をいただきながら、第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第6期計画」という。)を策定する。

2 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

3 検討体制の見直し

これまで高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたっては、高齢者保健福祉懇談会および介護保険運営協議会の2つの会議体において別々の委員で検討を行ってきた。一方、高齢期の課題への対応については、介護、医療、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、高齢者施策と介護保険事業を密接な連携の下で実施していく必要性が増している。

そこで、これらを総合的に検討することにより計画内容の充実を図るため、第6期計画では介護保険運営協議会において、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画を合わせて検討することとする。

また、この見直しに伴い、介護保険運営協議会の委員数を20名から25名に増員する。

このほか、庁内に策定委員会を設置し、第6期計画の策定方針や内容等について検討を行う。

4 区民等の意見の反映

計画策定の基礎資料とするため、高齢者基礎調査を実施するほか、公募委員を含めた介護保険運営協議会における計画内容の検討や計画素案説明会の実施、パブリックコメント(区民意見反映制度)による意見募集により、区民等の意見を計画に反映していく。

5 今後の予定

平成25年 9 月	練馬区介護保険条例の改正議案を第三回定例会に提案
平成25年10月	区報・ホームページにて介護保険運営協議会の区民公募（追加分） 庁内策定委員会設置
平成25年11月	高齢者基礎調査実施
平成26年10月	第6期計画素案作成
平成26年11月	第6期計画素案説明会、パブリックコメントの実施
平成27年 3 月	第6期計画策定